

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務

は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務

は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）又は犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの

(6) 略

(7) 略

(8) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による同法第4条第1項若しくは第2項の交付又は同法第5条第1項の訂正に関する事務であって規則で定めるもの

(9) 略

(10) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による同令第9条第2号又は同令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの

(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の施行のための規則による事務であって規則で定めるもの

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による同省令第9条第2号又は同省令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの

(14) 略

(15) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定又は同条例第9条の5第3項若しくは第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(18) 略

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、監査委員とし、同号に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

(20) 略

(21) 鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の課税の特例に関する事務であって規則で定めるもの

(22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）による同規則第8条第5項の指定又は同規則第9条第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める執行機関は、監査委員とし、同項に規定する条例で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。